

令和2年 第7回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和2年12月2日 開会

令和2年12月2日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和2年第7回南種子町議会臨時会目次

第1号（12月2日）（水曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 承認第12号 専決処分した事件の承認について 【南種子町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例】	4
総務課長説明	4
質疑	5
8番 小園實重君	5
討論	5
採決	5
1. 日程第5 承認第13号 専決処分した事件の承認について 【令和2年度南種子町一般会計補正予算（第 10号）】	5
総務課長説明	6
質疑	6
討論	7
採決	7
1. 日程第6 承認第14号 専決処分した事件の承認について 【令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定 特別会計補正予算（第3号）】	7
保健福祉課長説明	7
質疑	7
討論	7
採決	8
1. 日程第7 承認第15号 専決処分した事件の承認について 【令和2年度南種子町介護保険特別会計補正 予算（第3号）】	8

保健福祉課長説明	8
質疑	8
討論	9
採決	9
1. 日程第8 承認第16号 専決処分した事件の承認について	
【令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)】	9
保健福祉課長説明	9
質疑	9
討論	9
採決	10
1. 日程第9 議案第46号 財産の取得について	10
管理課長説明	10
質疑	10
討論	10
採決	10
1. 日程第10 議案第47号 財産の取得について	10
管理課長説明	10
質疑	11
2番 福島照男君	11
1番 濱田一徳君	12
8番 小園實重君	12
討論	13
採決	13
1. 日程第11 認定第1号 令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について	13
1. 日程第12 認定第2号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	13
1. 日程第13 認定第3号 令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	13
1. 日程第14 認定第4号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	13
1. 日程第15 認定第5号 令和元年度南種子町水道事業会計決算認定について	13

決算審査特別委員長報告	13
質疑	23
討論	23
採決	23
1. 日程第16 同意第14号 監査委員の罷免について	25
決算審査特別委員長報告	25
質疑	26
討論	26
採決	26
休憩	26
1. 追加日程第1 同意第17号 監査委員の任命について	27
町長説明	27
質疑	27
討論	27
採決	27
1. 閉 会	28

令和2年 第7回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和2年12月2日

令和2年第7回南種子町議会臨時会会議録

令和2年12月2日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 承認第12号 専決処分した事件の承認について【南種子町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例】
- 日程第5 承認第13号 専決処分した事件の承認について【令和2年度南種子町一般会計補正予算（第10号）】
- 日程第6 承認第14号 専決処分した事件の承認について【令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）】
- 日程第7 承認第15号 専決処分した事件の承認について【令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第3号）】
- 日程第8 承認第16号 専決処分した事件の承認について【令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）】
- 日程第9 議案第46号 財産の取得について
- 日程第10 議案第47号 財産の取得について
- 日程第11 認定第1号 令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 令和元年度南種子町水道事業会計会計決算認定について
- 日程第16 同意第14号 監査委員の罷免について
- 追加日程第1 同意第17号 監査委員の選任について
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	藺田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西嘉秋君	社会教育課長	松山砂夫君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから、令和2年第7回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、大崎照男君、8番、小園實重君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、町長提出の承認第12号から承認第16号及び議案第46号から議案第47号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案をいたしました案件は、承認案件5件、事件案件2件の計7件でございます。

それでは、承認案件から順次要約して御説明を申し上げます。

承認第12号は、令和2年の人事院勧告を踏まえ本町職員の期末手当の支給率を改定するため、南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものについて承認を求めるものでございます。

承認第13号から承認第16号の4件は、承認第12号で提案しております、専

決処分をした南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う期末手当の減額等の補正を行ったものについて承認を求めるものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第 46 号は、財産の取得についてございまして、公立学校情報機器（端末）の取得をするものでございます。

議案第 47 号は、財産の取得についてございまして、町内小・中学校感染予防対策用空気清浄機の取得をするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第 4 承認第12号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 4、承認第 12 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 承認第 12 号について御説明申し上げます。

承認第 12 号は、専決第 12 号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

地方公務員の給与については、地方公務員法の規定により給与決定に関する原則が定められており、職員の給与は「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間の給与を考慮して定めなければならない。」と規定されております。

人事委員会を置かない自治体においては、人事院の給与勧告に伴い、毎年、給与の改正を実施しておりますが、本町においてもこれまで人事院勧告に基づき改正を行ってきたところでございます。

今回の改正につきましても、令和 2 年の人事院勧告に基づき期末手当の支給率の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明しますので新旧対照表をお開きください。

まず、第 1 条による改正について御説明いたします。

第 16 条第 2 項及び第 3 項は、期末手当の支給率を年間 0.05 月分引下げるもので、「100 分の 130」を「100 分の 125」に、「100 分の 110」を「100 分の 105」に改めるものでございます。

次に、第 2 条による改正について御説明いたします。

第16条第2項及び第3項は、6月期及び12月期の期末手当を令和3年度以降均等に配分するため、支給割合をそれぞれ改定するものであります。

本文の附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、第2条については令和3年4月1日から施行することとしております。

以上、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 1点だけお尋ねをします。本専決処分については、地方自治法の第179条第1項の規定により行ったということですが、緊急を要する対応が必要だったということになっているんだと思います。そこで、議会を招集する時間的余裕がないと認めて専決されたんだろうと思いますが、いつ期末手当の支給率の減をしなければならぬことになったのか、それを受けて議会招集の暇がないと判断をして専決処分に付したのかの具体的な日時等について御説明いただければありがたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 国会を11月27日に通過しておりまして、同日付けで専決処分を行ったところでございます。その後、県においては後期高齢関係の連合会の議会等も開催されまして、暇がなかったという判断から専決処分いたしました。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第12号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号は承認することに決定しました。

日程第5 承認第13号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、承認第13号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 御説明申し上げます。

承認第13号は、専決第13号で処理した令和2年度南種子町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ26万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,334万5,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から説明いたします。

今回の補正内容としましては、人事異動及び先ほど承認いただいた承認第12号南種子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴う給与等の補正が主なものでございます。

給与等に関する補正内容としまして、職員分で150万2,000円の減、会計年度任用職員分で93万3,000円の増、特別会計への繰出金で25万5,000円の減となっております。

次に3ページをお開きください。

福祉センター運営費について、PCBポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理委託と収集運搬委託によるもので、109万円を追加するものであります。

以上が歳出であります。

次に歳入を御説明します。1ページをお開きください。

地方交付税について、今回補正の不足額を補うため普通交付税26万6,000円を増額するものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

御承認方、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第 13 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 13 号は承認することに決定しました。

日程第 6 承認第 14 号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 6、承認第 14 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第 14 号について御説明申し上げます。

承認第 14 号は、専決第 14 号で処理した令和 2 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

予算書 1 枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 万 8 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 989 万 2 千円とするものでございます。

第 1 表歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明いたします。

歳入の 1 ページをお願いいたします。

款の 10 繰入金につきましては、職員給与費等繰入金の減額及びその他一般会計繰入金の増額に伴い 7 万 8 千円を減額するものでございます。

次に歳出の 2 ページをお願いします。

款の 1 総務費につきましては、職員手当の減額に伴い 10 万 5 千円を減額するものでございます。

款の 6 保健事業費につきましては、会計年度任用職員の職員手当等の減額及び共済組合負担金の増額に伴い 2 万 7 千円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第 14 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 14 号は承認することに決定しました。

日程第 7 承認第 15 号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 7、承認第 15 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第 15 号について御説明いたします。

承認第 15 号は、専決第 15 号で処理しました令和 2 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

予算書の 1 枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 16 万 3 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 385 万 5 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の 1 ページをお願いします。

款の 4 国庫支出金、款の 6 県支出金につきましては、歳出の地域支援事業の補正に伴う補正でございます。

次に、款の 10 繰入金、項の 1 一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金の減額等に伴い 16 万 8 千円減額補正するものでございます。

次に、歳出の 2 ページをお願いします。

款の 1 総務費につきましては、人事異動に伴う職員給料等の減額と会計年度任用職員の職員手当等の減額に伴い減額するものでございます。

款の 5 地域支援事業につきましても、会計年度任用職員の職員手当等の減額と共済組合の負担金を増額に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第 15 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 15 号は承認することに決定しました。

日程第 8 承認第 16 号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 8、承認第 16 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第 16 号について御説明申し上げます。

承認第 16 号は、専決第 16 号で処理した令和 2 年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

予算書 1 枚目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,452 万 4 千円とするものでございます。

第 1 表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを御説明いたします。

歳入の 1 ページをお願いいたします。

款の 4 繰入金につきましては、事務費等繰入金 1 万円を減額するものでございます。

次に歳出の 2 ページでございます。

款の 1 総務費につきましては、職員手当及び共済組合負担金の減額に伴い 1 万円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第 16 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 16 号は承認することに決定しました。

日程第 9 議案第 46 号 財産の取得について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 9、議案第 46 号財産の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、小西嘉秋君。

○管理課長（小西嘉秋君） 議案第 46 号について御説明申し上げます。

議案第 46 号は、財産の取得についてございまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産でございますが、公立学校情報機器（端末）タブレット 524 台でございます。取得の方法は売買でございます。取得価格は 4,077 万 7,330 円でございます。購入先は鹿児島市金生町 4 番 10 号、富士電機 I T ソリューション株式会社鹿児島支店、支店長福永志保でございます。

参考資料として、物品売買仮契約書の写し、入札執行結果表を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 46 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 財産の取得について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議案第47号財産の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、小西嘉秋君。

○管理課長（小西嘉秋君） 議案第47号について御説明申し上げます。

議案第47号は、財産の取得についてございまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産でございますが、町内小・中学校感染予防対策用空気清浄機50台でございます。取得の方法は売買でございます。取得価格は726万円でございます。購入先は熊毛郡南種子町荃永字友心765-1、三伸工業株式会社種子島営業所、代表取締役加地重久でございます。

参考資料として、物品売買仮契約書の写し、入札執行結果表を添付してございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 総落札業者について教えていただきたいんですが、落札業者が三伸工業さんになっております。会社の内容がよくわからないんですが、本町においての地元の従業員の採用があるのか、勤めている方の住民票が本町にあるのか、また、地元で経済効果がどれだけあるのかの確認です。というのも、2番手が地元のシマヤ商事さんで、落札額との差額が25万円なんですが、三伸工業さんも地元業者という建前であれば問題ないんですが、そうでなければこの25万円の価格差というのがどういうものなのかとちょっと考えたりするものですから、会社の内容等を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○管理課長（小西嘉秋君） 細かい内容については承知をしておりませんので、調査をして御提示させていただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） ただいまの御質問でございますけれども、指名委員会の中でも町内の業者をとということで見たときに、三伸工業さんも指名願ひが出ておまして、町内に住所も有してございます。社長が随時こちらにも来ておりますが、従業員が1名常駐をして、住所もこちらに直して事務所も構えてございますので、

指名には入れさせていただいているところでございます。主に物品関係の調達とか、そういったものを取り扱っていると聞いております。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 安いにこしたことはないのですが、税務課長にお聞きします。本町における税効果・経済効果というのは25万円安い方が得なのか、ゆくゆく雇用も含めて地元企業に経済効果をもたらす方が得なのか、税務担当課からの判断が分かればお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） お答えしたいと思います。三伸工業さんにつきましては、主にJAXAの関連でお仕事をされていると承知しております。この会社につきましては、南種子町に法人町民税、また、従業員の方につきましては、住民税の特別徴収として納税もきちんとしていただいておりますし、JAXA関連ということでそれぞれ資産もございますので、具体的な数字はただいま手元にはございませんけれども、固定資産等もあろうかと思っております。以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 予定価格は1,650万円。入札の最高価格は1,380万円、最低価格は660万円と予定価格より約1,000万円、最高入札額と比較すると約半額ということですが、これで製品としては問題ございませんか。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○管理課長（小西嘉秋君） 仕様書を出しておりますので、それに基づいて納品されると思っております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 教育長にお尋ねします。納期が明けて3月31日でございますが、コロナ禍の対策としての空気清浄機の購入設置ということになっておりますが、全国的に発注が多数にわたると推察しますが、期日までに納入が遅滞なくできる見通しは立っているのか、現状について説明を加えていただければと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） いつ納入されるかという御質問でございますけれども、そこは管理課長に説明させますが、この空気清浄機はコロナウイルスも除去するというようなことで、換気と併せたら相当な効果があると聞いています。納入期日については、管理課長に答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○管理課長（小西嘉秋君） 納入期日までに納入ができるということで参加をしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 47 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第 11 認定第 1 号 令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 2 号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 3 号 令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 4 号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 認定第 5 号 令和元年度南種子町水道事業会計決算認定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 11 から日程第 15 までの決算認定議案 5 件を一括して議題とします。

本件については、決算審査特別委員会に付託していたものです。決算審査特別委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長、柳田 博君。

[柳田 博 決算審査特別委員長登壇]

○決算審査特別委員長（柳田 博君） 令和元年度決算認定に係る決算審査特別委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

本件は、令和 2 年第 3 回定例会において、令和元年度南種子町一般会計及び 3 特別会計並びに水道事業会計、計 5 件の歳入歳出決算認定について、審査付託を受けていたものです。

当委員会は 9 月 24 日、議会第 1 委員会室で委員全員の出席のもと、第 1 回目の委員会を開催し、審査方針、提出資料、日程等を協議した。

審査の基本方針として、1. 予算が議決した趣旨と目的に従って適正かつ効率

的に執行されたかどうか。2.それによってどのような行政効果が発揮されたか。3.公の施設の活用・管理は適正にされているか。4.基金等の運用管理は適正か。5.平成30年度決算認定における要望意見及び令和元年度予算議決に対する意見がどのように処理され反映されたか。

歳入の審査にあたっては、1.町税・使用料・手数料等の徴収がよくされているか。2.補助金が適期に確保されているか。3.町債が確保されているか。4.その他の収入確保の努力は十分であったか。

歳出の審査にあたっては、1.支出が適法適正にされているか。2.不用額は妥当であるか。3.予算流用・予備費充用は適正にされているか。4.補助金の効果はあがっているか。以上の視点で審査にあたることとしました。

審査日程については、10月13日から16日までの4日間を各課・事務局の審査日とし、16日の午後、町長・副町長・教育長・総務課長に出席要請し、総括質疑を行いました。11月4日に取りまとめの委員会を開催し、意見、申し入れ事項等についての協議を行いました。

以下審査日程順に報告しますが、報告にあたっては主要な施策の成果や監査意見書等も議員各位に事前に配布されておりますので、課長・事務局長の概要説明、質疑・応答は決算審査に係る主なもののみを要約して報告します。

それでは保健福祉課からです。保健福祉課は、7係・2センターを所管している。また、令和元年4月から県下町村では3番目となる福祉事務所を開設し、生活保護等の事務を県からの譲渡を受け事業運営を行っている。

福祉関係では、国・県の補助事業を基本として取り組み、高齢者の生きがい対策や生活支援等が効果的・効率的に供給されるよう推進している。

河内温泉センターは、前年比較3,297人減となり、9万90人の利用であった。収支としては2,080万3,215円の赤字となりましたが、前年度比で80万1,901円縮小されました。子ども医療費助成事業は、平成27年10月から18歳の年度まで拡大し、元年度は前年度比較で113万211円増の1,713万186円の助成を行った。

一般廃棄物処理施設の焼却施設は、耐用年数15年を超え25年目となり、老朽化などの状況により対策が急がれる。

国民健康保険事業勘定特別会計は、734万3,800円の黒字となった。

介護保険制度は、各地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりが大きな課題となっているとのこと。

質疑に入り、「生活総務費について、生活保護の審査を何人で、どのような審査を実施しているのか。また、受給者が不相当であるとの意見も聞くが。」との

問いに、「申請の意思があれば、金融機関・生命保険会社の資料、預貯金の調査も行い、トータル的に課長、係長、ケースワーカーの計3名で判定を行っている。また、受給者がパチンコ等の遊興費に使ってはいけないとは決まっていない。」とのこと。「し尿浄化槽の維持管理委託料の価格の見直しはできないのか。」との問いに、「し尿浄化槽の維持管理委託料は、関係業者に価格決定の状況を聞き取りした折に、し尿汚泥等の処理施設までの運搬距離が遠い。また、自社でも中間管理施設も造っている事等もあり、価格を下げることはできない旨の回答であった。」とのこと。「まだ、様々な検討協議をする事項があると思いますので、今後しっかりと対応し、試算も含め検討したい。」とのことでした。

次に、農業委員会です。農業委員会では、平成28年4月農業委員会法が改正され、①担い手への農地利用の集積・集約化。②遊休農地の発生防止、解消。③新規参入促進が位置づけられ、昨年度の実績として農地法の3条申請が40件、4条申請が2件、5条申請が3件、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りが55件、非農地証明が8件等となっている。令和元年度の歳入決算額は729万8,484円、歳出決算額は4,297万8,926円で前年度と比較して130万9,180円の減となったとのこと。

質疑に入り、「上中地区では民家の方からのクレームで、よい農地であっても借り手がいない。荒廃するとその隣接した方には、害虫の発生や竹や草が自分の敷地に生えてくるとのこと。周辺の人には非常に迷惑をかけている状況を農業委員会は把握しているのか。」との問いに、「把握しています。その周辺に家を建てる人の理解を得ながら、公民館とタイアップができればと思います。また、今後4条・5条申請時に、申請者とも農地を守らなければならない旨の協議が必要と思われる。」とのことでした。

次に総合農政課です。本町の農林水産業の振興については、施政方針及び第5次長期振興計画後期計画を基本に進めた。しかし、農林水産業、農村を取り巻く状況は、自然災害の激甚化・担い手、後継者の減少や農業従事者の高齢化が進み、産地力の低下により耕作放棄地が年々増加傾向にある。また、消費者ニーズの多様化、安心・安全な農産物供給、地球環境保全対策など依然として厳しい課題が山積している。総合農政課は6つの係に分割しており、事業も多岐にわたっているため重要な事業のみを報告します。

事業概要について、水稻については、水田面積の41%、298.3haに主食米コシヒカリを作付け。澱粉用甘藷については、栽培面積290haで前年より8ha減少し、生産量は6,653tであった。さとうきびについては、国・県の増産基金事業に合わせ、町単独のプロジェクトエイト事業等を活用し生産振興に取り組んだ

が、栽培面積は前年より 10ha 減少の 435ha で、単収については 5,302 kg の低単収となった。

次に畜産については、家畜伝染病の予防と蔓延防止など防疫対策と家畜損耗防止対策を重点に取り組んだ。

花卉・特用林産物等の生産拡大のため、新規就農者育成や種子島産銘柄確立に努めた。

水産業については、離島漁業再生支援事業等を活用して漁業の再生整備、輸送支援事業を活用した流通を支援し、つくり育てる漁業を推進してブリ人工種苗中間育成のための島間港整備を行い、水産振興に取り組んだとのこと。

質疑に入り、「総合農政課では、各組織等に補助金・負担金を支出している。その団体・組織の活動や予算等の執行状況を把握しているか。」との問いに、「補助金申請手続きで認可を行い、活動実績・決算の報告を受け確認を行っている。」とのこと。「新品種の『はるのオオギ』の普及計画は。」との問いに、「来年3月に種子提供を行い令和4年産から生産予定である。」とのことでした。

次に企画課です。企画課では、第5次長期振興計画を基本にして、過疎地域自立促進計画・離島振興事業計画等の事業の効率的な推進を図った。また、地方版総合戦略「トライタウン南種子町、宇宙・文化の町総合戦略」に基づき客観的検証を行い継続的に取り組み、事業効果を高めた。

地域交通対策として、高校通学バスと、平成30年8月より南種子中学校通学バスの空き時間を活用したコミュニティーバス運行で、住民の利便性向上を図った。

ふるさと納税については、本町を多くの方々に知っていただき、応援をしていただくよう情報発信に努めた。また、令和2年度には新しく係を配置し推進を図る計画でもある。令和元年度については、国の制度改正等により予算を大きく下回った。寄付件数2,999件、寄付額4,398万9,442円であったとのこと。

質疑に入り、「路線バス運行補助が600万円増額している要因は。この赤字補填はいつまでか。」との問いに、「上限を2,500万円とし、種子島1市2町で均等支払いしている。増額の理由は、決算の時期が繰り延べられた。赤字補填は、決算の状況に応じている。時期については、今のところ不明である。」ともこと。

「ロケット太鼓保存会への補助が、平成30年度及び令和元年度になくなっている。ロケット太鼓保存会などの活動を通して、イベントなどを盛り上げていかなければならないと思う。会員募集等何か方策はないのか。」との問いに、「南部鉄砲隊も含め、広報紙などでも募集を図っているが、なり手がいない。しかし、JAXAの若い方が興味を持っていることも聞いているので、声掛けをしていき

たい。」とのこと。「以前より、トンミー市場を道の駅化の要望も出ていたが、その後どうなっているか。」との問いに、「関係機関に申請した経緯がある。コンサルに依頼し申請してほしいとの話があったが、今ストップしている。予算等の関係もあり検討中である。」とのことでした。

次に、建設課です。建設課は、令和元年度の予算編成基本方針に基づき、第5次長期振興計画を基本としながら、投資効果・事業内容を十分検討し、緊急性を要する事業等を重点に早期完成を図った。社会資本整備交付金事業で2路線改良事業。防災安全交付金事業では、橋梁長寿命化修繕計画に基づき6橋の修繕工事を実施し、2橋の詳細設計委託を実施、平成30年度より繰越事業であった道路改良事業1件の完了と橋梁長寿命化修繕7橋及び公共土木施設災害の道路災害復旧工事の早期完成に努めた。

住宅関係については、住宅入居者に占める生活困窮者、低所得者等の割合が増加している中、住宅料金負担にも大きな影響が出てきている状況ですが、今後も保証人への未納額の請求等、収納対策を強化継続していくとのこと。

質疑に入り、「住宅料の収納未済額について、過年度分というのは何年度からか。また、不納欠損処理していないのは全額回収見込みがあるかと理解しているのか。」の問いに、「平成11年度からの未納がある。未納者の中には、本人も保証人も故人となっている方や居所不明という人も何人もいる。住宅使用料の性質からしても、不納欠損処分ができない状態である」とのこと。「令和元年度滞納者の内訳は。」との問いに、「公営住宅で54人、一般住宅で11人、教員住宅（一時的に一般の方の入居分）1人、県営コスモタウンの共益費で11人となっています。」とのこと。「道路伐採の受注単価について、再三単価引き上げを要望しているが。」との問いに、「令和2年度は見直しを行い県が発注する積算単価に合わせた発注にしている。」とのことでした。

次に学校給食センターです。学校給食センターにおいては、児童・生徒に「食」に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に着けるよう栄養教諭による食育授業の実施、地場産米や地場野菜・地魚等を活用し地産地消を図り、安心して美味しい学校給食の提供をしている。施設は築42年が経過しており、維持管理に苦慮している状況で施設改修について緊急を要するとのこと。

質疑に入り、「アレルギーの児童・生徒はどれぐらいいるか。」との問いに、「エビ、カニ、卵で16名、牛乳類で職員も含めて20名、この中には小麦も含まれるので、対象の子どもには、喫食可能なパンかごはんを持参してもらっている。」とのことでした。

次に管理課です。教育委員会制度の活性化については、移動教育委員会を8月

に島間地区で開催した。また、学校訪問、学校経営説明会など民生委員との懇談等も引き続き実施、平成 27 年から全小中学校を現在地に置いたままでの小中一貫教育の構築をめざし、24 年目となる宇宙留学制度は、中平小以外の小中学校 8 校に中学生 4 名、小学生 51 名、計 55 名の受け入れを行った。また、西野小学校校舎建設事業については、8 月 17 日落成記念式典を実施。平成 30 年度・令和元年度事業で、継続事業費 6 億 8,116 万 6,492 円となったとのこと。

質疑に入り、「通学バスにドライブレコーダーを設置しているが、車内も映しているのか。」との問いに、「バスの前後の車外を録画している。」とのことでした。

次に税務課です。令和元年度申告所得は全体で 3,288 名。総所得額 62 億 5,443 万 4,252 円で前年比 2.83%減少。申告者 1 人当たりの平均所得額は 190 万 2,200 円で前年比 8 万 3,746 円、4.2%減少となった。うち所得の多い順に、給与所得 50 億 9,181 万 6,631 円で全体の 81.41%を占めており、次に年金など雑所得 4 億 691 万 5,046 円で全体の 6.51%、次に営業所得 2 億 6,600 万 7,754 円で全体の 4.25%、次に不動産所得 1 億 2,323 万 7,852 円で全体の 1.97%、次に農業所得 1 億 1,986 万 8,483 円で全体の 1.92%となった。前年所得を大幅に下回ったのは、営業所得で前年比 16.27%の減、金額にすると 5,167 万 499 円の減となった。収入ベースで見ると農業では、申告者 870 人、全体収入 25 億 5,436 万 6,494 円、前年比申告者 21 人の減で金額は 740 万 684 円、0.29%の増で、台風の影響も少なく、キビ・甘藷などの基幹作物が増収となったことが要因との分析をします。給与は申告者数 2,904 人で収入額 78 億 571 万 3,601 円、人数で 8 人増加したが金額は 2,338 万 9,622 円、率で 0.3%減少している。年金収入は 2,164 人で 20 億 6,674 万 4,903 円、12 人減少しましたが金額で 4,183 万 4,106 円、2.07%の増となった。令和元年度の個人住民税現年度分の調定額は 2 億 610 万 7,000 円、前年比 3.21%の増。固定資産税の調定額は 4 億 7,142 万 1,600 円、前年比 2.52%の減。軽自動車税の調定額は 3,053 万 5,300 円、前年比 1.76%の増。たばこ税の調定額は 4,582 万 8,508 円、0.2%増額しました。町税全体では 8 億 289 万 1,808 円、0.26%の増加となりました。国民健康保険税の調定額は 1 億 2,838 万 1,300 円、前年比 10.49%の減少となった。滞納繰越分については全体的には 0.44%縮小できたとのこと。

地籍調査については、令和元年度末で調査済面積 80.91 km²で、進捗率は 85.6%となりました。

質疑に入り、「滞納者への強制執行は行っているか。」との問いに、「差し押さえを行っている。法律では強制執行できないものもある。役場からの手当やW

CSの交付金などについても差し押さえを行っている。」とのことでした。

次に議会・監査です。議会は町の意味決定機関であると同時に、批判・監視する立場にあり、機能と責任を果たすべく研修会・調査等を通じ資質を高め、活性化に努めている。

監査については、監査委員の職務は常に公正普遍の態度を保持し、守秘義務を課しあたなければならないとされております。監査委員を取り巻く環境の変化に伴い、監査機能の更なる充実・強化が求められ、各種研修会等に積極的に参加し知識の向上を図ってきたとのこと。質疑はありませんでした。

次に会計課です。一般会計及び特別会計並びに病院事業会計、今年度より公営企業会計に移行した水道事業会計の歳入・歳出に関する歳計現金と所得税・県民税・住宅敷金等の歳計外現金に関する会計事務を行っている。歳計現金の保管は地方自治法の規定により「最も確実、かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」とあり、指定金融機関の種子屋久農業協同組合並びに収納代理機関にて適切に保管している。また、各基金等は安全・確実かつ効率的に管理運用しているところですが、金融環境が厳しいため効率的な運用が図られない現状があるとのこと。

質疑に入り、「ガソリン購入に関する入札は、価格変動ごとに行っているのか。」との問いに、「当初見積もり入札を行い契約している。その後の変動については、業者よりの変更連絡がき次第、それをもとに変更契約を実施し、価格変動ごとには見積りは取っていない。」とのこと。

次に水道課です。令和元年度の水道事業については、南種子町水道事業長谷地区（増補改良）をはじめ、道路改良工事に伴う配水管移設工事、各施設の老朽化に伴うポンプ等の修繕、突発的な漏水工事、災害への迅速な対応、施設の維持管理に努め安定した給水体制の維持に努めた。水道料の未収金の状況は、過年度分444万9,142円、現年度分1,440万705円で総額1,884万9,847円になった。滞納者に対する水道給水停止処分等も含めて収納に努めているとのこと。

質疑に入り、「監査指摘で、供給単価と原水単価のバランスが取れていないため、赤字が発生している。改善が必要ではないか。」との問いに、「水道料金は平成29年度に改定し現在に至っている。今後、中長期的な計画である経営戦略を令和2年度中に策定して料金を一機に上げるか、段階的に上げるかを検討していく。」とのこと。

次に、あおぞら保育園です。子供たちが健康で安心して過ごす事のできる環境の中で集団生活をとおして、豊かで健全な心身の発達を培うという保育理念のもと運営をしてきた。令和元年度は、34名の職員が保育・調理等の業務にあたっ

た。令和元年4月に98名の園児を受入れスタートしましたが、年度途中の入退所等があり、令和2年3月末では114名のお子様を受け入れました。施設については、17年が経過しており施設設備等の点検整備も進めていく必要があるとのこと。

質疑に入り、「委託保育士と代替え保育士の違いと勤務体制は。」との問いに、「委託保育士は職員と同じでクラス担任を持っており常勤です。代替え保育士は一般的にパートで、常勤保育士の休みに代わりにクラスに入ってもらうもので、月に14日の範囲で勤務する。」とのことでした。

次に社会教育課です。生涯学習の推進では、「町民1人、一学習、一スポーツ、一ボランティア運動」の推進、「社会教育の推進」では、青少年教育・成人教育・家庭教育・公民館活動の充実や読書運動の推進にも努めてきた。また、「社会体育の推進」では、スポーツ推進員や関係団体と連携し、スポーツ活動の支援を行い町民の健康増進や体力・競技力の向上に努めた。

「芸術文化の振興と文化財の保存活用」では、文化協会と連携をとり舞台発表や作品展示を行い広域的な文化交流を図った。赤米文化では、総社市と対馬市3市町による「日本遺産」登録に向けた取り組みに加え、対馬市で開催された「赤米こども交流」を通し、次世代を担う子どもへの文化財の伝承活動にも努めたとのこと。

質疑に入り、「負担金・補助金を各団体・組織に支出しているが、事業経過実績等を把握し、無駄な支出がないように指導はできているのか。」との問いに、「各団体の総会に案内を受けることもある。それぞれの総会の決算資料をいただき活動、決算の状況は確認している。」とのことでした。

次に、選挙管理委員会です。選挙管理委員会では、平成31年4月7日に鹿児島県議会議員選挙、同月21日に南種子町長・議会議員選挙の執行に努めた。投票率アップに対する選挙啓発にも努めたとのこと。

質疑に入り、「高齢者の方々は投票所まで交通手段がない。投票率向上の面からも、何か対応はとれないか。」との問いに、「職員が送迎するのは現実厳しい。公平・公正性の確保の面もあり、対応については充分検討する必要がある。」とのことでした。

次に総務課です。行政係では、職員の健康管理のための定期健康診断や県職員研修所等での研修、また、町独自の内部研修等を実施した。

財政係では、第5次長期振興計画に基づき各種施策事業を積極的に展開した。令和元年度の決算については黒字決算となり、健全な財政運営であった。自主財源の少ない本町においては地方交付税が大きな財源を占めている状況で、より一

層の経費の削減に努めていく。

消防交通係では、防災無線での呼びかけ、高齢者の事故防止等警察署並びに関係機関団体と連携を取り、更なる取組みを図る。消防関係では、消防・救急・防災業務は、行政の最も基本的な業務範囲であり、更に安全・安心な町づくりに努めていきたい。

管財係では、補助事業を活用し間伐事業を行い、適正な生育環境の整備を行った。

戸籍住民係では、関係法令に精通して正確を期することと秘密の保持が重要であり、職員は常に研鑽に励み、窓口での接遇にも気を配っているとのことでした。

質疑に入り、「道路のカーブミラーがかなり劣化し、維持管理が必要であると思うが、状況を把握しているか。」との問いに、「町内に340基設置されている。通常安全パトロールなどで情報を得ながら維持管理を行っているが、更に交通安全指導員や住民からの情報もいただきながら適正な管理に努めている。」とのことでした。

次に、町長、副町長、教育長、総務課長の出席をいただき、総括質疑に入りました。

総括質疑では、「キャトルセンターの黒字化を評価します。堆肥センターは、本町農業で堆肥は非常に重要であることから、赤字改善に向け、対応策を検討していただきたい。」との問いに、町長の答弁では、「子牛のセリ市には、副町長も含めて毎回参加して状況を見ている。本町の子牛を積極的に購入してくださる購買者もお礼感謝している。堆肥センターについては、今後の需要見込みも含め他の堆肥の状況なども試算し、関係者の意見も聞きながら取り組んでいきたい。農家のために造った施設なので今後も活用していきたい。」とのこと。「教職員に長期休暇を取るような病気があるようだが。」との問いに、教育長の答弁では、「令和元年度では1名いましたが、現在は職場に復帰している。少なからずどの地域でもそのような先生方はいる状況で、非常に難しいところです。」とのこと。「住民からの要望事項ですが、浄化槽の維持管理委託料が、他の市町に比較して高いので、行政で対応策を検討してほしい。また、価格を下げられない理由を町民に説明ができるのであれば、それでもいいのではないか。」との問いに、町長の答弁では、「町長に就任して社長に直接内容は伝え、社長もそのような意見があることは承知している。社内のことものいろいろあるようですが、当然の意見として、今後調査・試算をして要望していきたい。」とのこと。「役場内の縦横の連携が取れていない。たらい回しにされることがある。」との問いに、町長の答弁では、「以前から要望は出ているが、総合的な窓口での対応は様々なことに対

応できる人材を育てる必要があり、これまでも総合窓口の設置検討もされてきてはいるが、それを専門的に配置するとなると人件費も必要となる。これまでも行っていますが、総務課を最初の窓口として、関係課が連携を図りながら対応していきたい。」とのことで総括質疑を終了した。

以上で審査を終了し、会計ごとに討論・採決に入った。裁決については、事前に可否同数となった場合は委員長裁決で決定することを確認し、起立による採決を行った。

まず、認定第1号令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定については、討論なく採決の結果、これを認定すべきものと決定しました。

認定第2号令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、討論なく採決の結果、これを認定すべきものと決定しました。

認定第3号令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論なく採決の結果、これを認定すべきものと決定しました。

認定第4号令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定については、討論なく採決の結果、これを認定すべきものと決定しました。

認定第5号令和元年度南種子町水道事業会計決算認定については、討論なく採決の結果、これを認定すべきものと決定しました。

なお、以上の審査を通して当委員会の意見として、次の3項目を集約しました。

1. ふるさと応援寄附金について、基金を創設して活用目的・充当予算費目を透明化して、善意の寄付に応えること。併せてふるさと応援寄附金の返礼品に活用できる新たな特産品の開発とその特産品等の販売拠点として「トンミー市場『道の駅』構想」の実現に努めるべきである。
2. 土作りの推進を行政・農家一体となって取組み、堆肥センター・農業育苗施設の有効活用を図るとともに、早急に赤字改善に努めること。併せて、キャトルセンターの運営改善にも継続した取組みを行うべきである。
3. 浄化槽管理委託料については、近隣の他市町よりも高額であることから、委託料金設定の積算根拠を精査して、他市町並の料金とすることができないか試算すること。もし、委託料金の見直しができない場合は、その理由を明確化するべきである。

以上、これを当委員会の意見として町執行当局に申し入れることが適当であると決定したところであります。議長においてよろしくお取り計らいをお願いします。

以上で、令和元年度決算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は各会計別に歳入歳出一括して行います。初めに、一般会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、水道事業会計について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。以上で全会計の質疑を終わります。

これから各会計ごとに討論、採決を行います。

初めに、一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第1号令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、国民健康保険事業勘定特別会計について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第2号令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

○議長（広浜喜一郎君） 次に介護保険特別会計について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第3号令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、後期高齢者医療保険特別会計について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第4号令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、水道事業会計について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。採決は起立により行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第5号令和元年度南種子町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

お諮りします。ただいま採決されました決算認定議案に対する特別委員会の意

見につきましては、議会の意見として町執行当局に申し入れることにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の意見を議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第16 同意第14号 監査委員の罷免について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、人事議案同意第14号を議題とします。

本件については、監査委員の罷免審査特別委員会に付託していたものです。監査委員の罷免審査特別委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。監査委員の罷免審査特別委員長、小園實重君。

[小園實重 監査委員の罷免審査特別委員長登壇]

○監査委員の罷免審査特別委員長（小園實重君） おはようございます。監査委員の罷免審査特別委員会委員長の小園實重でございます。

令和2年10月30日第6回臨時会において、監査委員の罷免審査特別委員会に付託されました人事案件、同意第14号議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

冒頭に、共通する点について申し上げます。

当審査特別委員会及び公聴会は、いずれも議会第1委員会室にて委員全員の出席のもと開催いたしました。

なお、個人情報開示に関する観点について、委員総意で極力配慮し、簡明な報告といたします。

はじめに、10月30日に開催した委員会では、地方自治法第197条の2第1項の規定に基づく公聴会を11月21日に開催することとし、公示は11月4日とすることを決定し、南種子町議会委員会条例第21条第1項の規定に基づき議長の承認を得る事といたしました。

更に、委員会の要請公述人に学識経験者として担当医師を、利害関係者として親族とすることを決定いたしました。

続いて、11月13日に開催した委員会では、公述人の申し出者が締切日までにいなかったことの報告と、担当医師については、業務多忙なため南種子町議会委員会条例第26条ただし書きによる文書（診断書）で意見を提示していただくこととの了解を議決いたしました。

次に、11月21日開催した委員会では、当日の公聴会及び委員会の運営等について確認協議の後、一旦休憩して公聴会を開催しました。

公聴会では、担当医師と3名の親族の見解・所見に相違う意見はなく、親族間の意向も同じであり、監査委員を罷免いただくことを望んでいることが確認されました。また、心おきなく治療に専念させたいとの陳述もなされた次第です。

委員会を引き続いて再開し、慎重に審査を行いました。今回の措置は止むを得ないものであろうとの雰囲気の中、起立表決による採決により全会一致をもって原案のとおり同意すべきものと決定いたしました。

なお、最後になりますが、委員一同、河野浩二議員の1日も早いご回復を願っていることを申し添え、委員長報告といたします。

○議長（広浜喜一郎君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第14号を採決します。採決は起立により行います。

この監査委員の罷免審査に対する委員長報告は罷免とするものです。

お諮りします。委員長報告のとおり罷免することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、同意第14号監査委員の罷免については、罷免することに決定しました。

暫時、休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時16分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長から同意第17号人事議案が提出されました。

お諮りします。人事案件同意第17号は、緊急を要する案件と認めて日程に追加し、追加日程第1として、議題として審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。よって、本議案を本日の会議日程に追加日程第1として追加することに決定しました。

追加日程第 1 同意第 17 号 監査委員の選任について

○議長（広浜喜一郎君） 追加日程第 1、同意第 17 号監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、小園実重君の退場を求めます。

[小園実重君退場]

○議長（広浜喜一郎君） 提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第 17 号について御説明申し上げます。

同意第 17 号は、監査委員の選任についてでございます。

監査委員に下記のとおり選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は南種子町中之上 3106 番地、氏名は小園実重、昭和 24 年 11 月 15 日生まれてございます。なお、履歴事項につきましては別添のとおりでございます。

本件は、議会議員選出の監査委員として、小園実重氏を議会から推薦いただきましたので、提案をするものでございます。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第 17 号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて 7 人です。

次に立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、5 番、名越多喜子さん。6 番、柳田 博君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙の配布]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定によって賛成しないものとみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので
順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番 濱田一徳議員	2 番 福島照男議員
3 番 廣濱正治議員	5 番 名越多喜子議員
6 番 柳田 博議員	7 番 大崎照男議員
9 番 塩釜俊朗議員	

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5番、名越多喜子さん。6番、柳田 博君。開票の立会いを
お願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。

投票総数7票、投票総数のうち、賛成7票、反対0票。以上のとおり賛成が多
数です。したがって、同意第17号監査委員の選任について同意を求める件は、
同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

[小園實重君入場]

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上

で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和2年第7回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さ
までした。

閉 会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 大 崎 照 男

南種子町議会議員 小 園 實 重